

成年後見制度利用促進基本計画に係る

中間検証報告書(案)に対する意見

令和 2 年 3 月 12 日

法テラス埼玉法律事務所

弁護士 水島俊彦

中間検証報告書(案)に関する意見は、以下のとおりです。

1 意思決定支援ガイドラインの策定(4 頁ア下から3行目)

「また、チームによる意思決定支援や、本人が理解できるよう分かりやすく情報を伝えるなど意思疎通を適切に図るための工夫の重要性についても盛り込むべきである。」

(意見)

報告書(案)の考え方に基本的に賛同致します。以下、補足的に意見を述べさせていただきます。

意思決定支援においては、適切な情報、認識、環境の下での意思形成の支援だけでなく、形成された意思の適切な表明・表出への支援も含まれるとされています(認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン参照)。したがって、特定の意思決定に関連する情報を本人にとってわかりやすく伝える工夫はもちろんのこと、本人より表出・表明された意思やそれに関わる情報を適切に支援者が受け止め、共有できるような工夫も必要と考えます。

情報の受け止め、共有という点では、本人の生活上の意向や選好(好き嫌い、優先順位等)、価値観が表れるような本人の言動を、文字情報や視覚・音声情報として「記録」しておくことも必要です。また、本人の意思は、必ずしも一貫したものではなく揺れることもしばしばありますし、本人の好き嫌いや価値観は常に同じとは限りませんので、定期的に情報を更新することも大切です。例えば、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインのモデル研修内で紹介されている「トーキングマット (Talking Mats)」などの支援ツ

ールは、本人が、その時点における揺れ動く気持ちや価値観を表現することを容易にし、また、視覚的に記録することができるため情報共有にも役立つと評価されています。このような意思決定支援ツールについては、中核機関をはじめ、成年後見人等も活用可能なものであり、今後も、本人の特性に合わせた様々なツールが開発され、活用されていくことが望まれます。

さらに、本人の「意思」は、特に本人と支援者間のコミュニケーションに支障がある場合には、支援者によって本人の意思のとらえ方が異なる、つまり評価が分かれることもあります。そのときに、一面的な評価にならないよう、これまでに収集された記録も活用しながら、本人がどのような意思を持っているのかをチームで相互評価することが大切です。

本人にとってメリットのある成年後見制度の運用を図るためには、成年後見人等だけが意思決定支援の努力をすれば良いというものではありません。本人に関わる全ての支援者が、意思決定支援に関するガイドラインを共有し、チームとしての役割分担を意識しながら、意思決定支援に携わっていくことが望まれます。

以上の点についても、意思決定支援ガイドライン（仮）や今後の研修において、適切に盛り込まれるべきと考えます。

2 診断書のあり方等の検討【今後の対応】（10頁（2）上から4行目）

「…今後、関係機関等において活用を図っていくため、引き続き、本人情報シートの利用に関する状況や実態等を把握しつつ、更に周知を行っていくことが必要である。」

（意見）

報告書（案）の内容に賛同致します。以下、補足的に意見を述べさせていただきます。

最高裁判所からの説明によれば、本人情報シートは、成年後見等申立時点における使用だけではなく、後見制度等をすでに利用している場合にも活用することが期待されています。本人の意思決定能力は、支援者側の意思決定支援の状況によって変化しうることから、成年後見等の開始後にチームの意思決定支援体制が強化され、結果として本人が意思決定可能な領域が増えていく可能性もあります。そこで、本人情報シートの内容を定期的に見直す機会を設けることによって、後見等開始決定後、本人自身の意思決定能力や支援者の支援力の変化を確認するきっかけとなり、ひいては本人の状況に応じた類型変更等や成

年後見人等の交代にも繋がるのではないかと考えます。

最高裁判所及び各地の家庭裁判所におかれては、本人情報シートの趣旨を踏まえた更なる運用改善に向けた働きかけを期待いたします。

3 地域連携ネットワークの更なる構築に向けた関係機関の連携推進（13 頁ウ 3 段落目）

「加えて、利用者がメリットを実感できるようにするとの観点からは、利用者・家族等との連携を図るとともに、地域の実情に応じて、民事法律扶助等の各種制度や、スタッフ弁護士等の関与等を通じた支援が想定される日本司法支援センター（法テラス）、弁護士会・リーガルサポート・社会福祉士会以外の専門職団体、法人後見を実施する等権利擁護に関する取組を行う団体、消費生活センターを中心とした消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）、金融機関等との連携を図っていくことも必要である。」

（意見）

報告書（案）の内容に賛同致します。以下、補足的に意見を述べさせていただきます。

第1回中間検証ワーキング・グループの際にも発言しましたが、成年後見制度利用促進における日本司法支援センター（法テラス）の取組についても今一度、ご紹介いたします。

現在、法テラスでは、地方自治体・福祉機関等の職員（福祉職）と法律専門職である弁護士・司法書士とが協働しながら、自発的には司法サービスを求めづらい高齢者・障がい者のもとに出向くなど積極的に働きかけ、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る「司法ソーシャルワーク」に取り組んでおります。その法テラスの内部に所属し、全国86か所の法テラスの法律事務所などで働く常勤弁護士をスタッフ弁護士と呼称しています。都市部や司法過疎地域などで、主として民事法律扶助と国選弁護の案件を取り扱っておりますが、地域によっては成年後見人の担い手として活動していることもあります。

スタッフ弁護士は、原則として2、3年ごとに様々な地域に転勤をすることが想定されておりますが、この仕組みがかえって、本人の状況に合わせた適切な成年後見人等の交代につながっている例もあります。例えば、新潟県佐渡市などでは、スタッフ弁護士の異動が近づいてきた際に、受任ケースの一部について中核機関である佐渡市社会福祉協議会成年後見センターに受任調整会議

を開いてもらい、専門職から市民後見人や法人後見などへの後見人等の交代が検討されることもあります。このような「リレー方式」を活用することで、本人のニーズに合わせた適切な後見人等を選任していくことにもつながります。後見人等の交代後、スタッフ弁護士は新たに緊急性の高いケースや専門性をより活かせるケースに取り掛かっていくこともでき、特に専門職の少ない地域においては限られた人的資源を有効に活用していくことにもつながります。

第1回中間検証ワーキング・グループ資料7にも記載したとおり、法テラスの各種制度やスタッフ弁護士は、各地域における中核機関の役割・機能の拡充のために、様々な形で関わらせていただくことが可能です。例えば、①市民・福祉関係者向けの法律講座等による広報・啓発や市民後見人の養成講座の実施、②中核機関設立に向けた打合せ、運営会議への出席、③後見ニーズの判断や方針決定に関するケース会議や本人を交えた意思決定支援会議への参加（出張相談・特定援助対象者法律相談援助を含む）、④民事法律扶助を活用した成年後見等申立支援などが挙げられますが、法テラス・スタッフ弁護士等による支援はこれに限定されるものではございません。ご相談については、法テラス本部企画室 050-3381-1576（直通）までお寄せください。

成年後見制度の適切な利用促進を図るためには、民事法律扶助制度の対象拡充も含めた議論が今後必要と考えられますが、現在の運用においても活用可能な制度や人材が地域に存在することを、ぜひ知っていただけると幸いです。

4 その他（19頁 5その他）

「…今後、こうした運用面における改善の状況や関連する他の制度の運用状況を踏まえつつ、必要に応じて、成年後見制度の在り方についても検討を行うべきである。」

（意見）

報告書（案）の内容に賛同致します。以下、補足的に意見を述べさせていただきます。

第4回中間検証ワーキング・グループの際にも発言しましたが、障害者権利条約や権利委員会による日本に対する事前質問（11項 a, b）の趣旨を踏まえると、運用改善のみならず、民法などの改正も含めて、成年後見制度の在り方そのものについての議論が必要と考えます。

また、意思決定支援及びそれに関するガイドラインの実効性を担保していくための体制整備、法制度も必要と考えます。すなわち、①意思決定支援ガイド

ラインを踏まえた実践を支援者や事業所、後見人等が積極的に取り組んでいけるような体制基盤づくり，②支援者・後見人等が法的責任を追及されるリスクに躊躇して意思決定支援に十分に取り組めないという不安・萎縮効果を解消するための法整備（免責規定等），③意思決定支援や代行決定が適切なプロセスで行われているかについて裁判所や中核機関などと連携し，必要に応じて法律上の権限に基づき，状況調査，後見人等への勧告，後見人等の解任請求・選任申立て等を行うことのできる第三者機関（例えば，英国等に代表されるような後見庁やオーストラリアの権利擁護庁などの仕組み）の設立なども視野に入れて，今後の議論が進められることを期待いたします。

以上